

# 公益社団法人NEXT VISION 会員の入退会及び会費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定に基づき、この法人の会員の入退会及び会費に関する必要な事項を定めるものとする。

## (入会手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出しなければならない。

2 この法人は、前項による申し込みを受けた場合、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

## (正会員及び賛助会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

## (会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	0円
法人賛助会員	1口 100,000円（1口以上）
個人賛助会員	1口 5,000円（1口以上）

## (会費の納期)

第5条 会員は、当該年度の10月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

## (中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した場合は、入会月の末日までに会費年額の全額を納付しなければならない。

## (退会事由及び手続)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつで

も退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会及び除名以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

#### (再入会)

第8条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることする。

2 退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、理事会において再入会の可否を審議するものとする。

#### (会費の使途の指定がない場合)

第9条 この規程の第4条に定める賛助会員の会費について使途の指定がない場合は、その50%以上を公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充当するものとする。公益目的事業が複数ある場合は、各々の公益目的事業のために均等に充当する。

#### (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

#### 附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成26年9月4日から施行する。

3 この改正は、平成28年6月14日より施行する。

(平成28年6月13日社員総会議決)

4 この改正は、平成28年10月19日より施行する。

(平成28年10月18日社員総会議決)